

借上バス利用補助事業費補助金交付要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日
宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会

(趣旨)

第1条 宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、教育旅行やスポーツ合宿等の団体利用を促進することにより、県内港湾を発着する長距離フェリー航路の維持・充実、ひいては航路運営の安定化及び本県観光の推進を図るため、予算で定めるところにより、本県内の港湾を発着する長距離フェリーを利用するとともに、県内でバスを借り上げる団体旅行を行う国内の旅行業者又は旅行団体の代表者（以下「旅行業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(事業計画の認定)

第3条 補助事業を実施しようとする旅行業者等は、受付期間内であって旅行出発日の7日前までに、「借上バス利用補助事業計画書」（別記様式第1号。以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添え、協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、旅行出発日が4月1日から4月7日となる旅行については、4月7日までに会長に提出しなければならない。

(1) 旅行企画書等（行程、移動手段、代金が明記されているもの）

(2) バス見積書の写し等（バス会社、利用日、利用人数、台数、利用区間、代金が明記されているもの）

2 会長は、前項の規定による事業計画書が提出された場合は、当該事業計画書の内容を審査し、「借上バス利用補助事業計画認定結果通知書」（別記様式第2号）により、補助対象としての認定の可否、補助金の支給予定額について、すみやかに通知する。

(事業計画の変更及び中止)

第4条 旅行業者等は、前条第2項の規定による事業計画の認定を受けた後、旅行出発日までに補助事業の計画を変更又は中止する場合は、すみやかに「借上バス利用補助事業計画変更（中止）申請書」（別記様式第3号。以下「変更等申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更等申請書が提出された場合は、当該変更等申請書の内容を審査し、「借上バス利用補助事業計画変更認定結果通知書」（別記様式第4号）又は「借上バス利用補助事業計画中止通知書」（別記様式第5号）により、すみやかに通知する。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 第3条第2項及び前条第2項の規定により事業計画の認定を受けた旅行者等(以下「補助事業者」という。)は、旅行帰着後14日以内に、「借上バス利用補助事業費補助金交付申請書兼実績報告書」(別記様式第6号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。ただし、会長がその必要がないと認めたときは、第4号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 旅行行程表(行程、移動手段、代金が明記されているもの)
- (2) バス請求書の写し等(バス会社、利用日、利用人数、台数、利用区間、代金が明記されているもの)
- (3) 宮崎カーフェリー乗船証明書(別記様式第7号)又は宮崎カーフェリー株式会社が発行する確認書若しくは領収書の写し(団体名、利用日が明記されているもの)
- (4) 宿泊証明書(別記様式第8号)又は宿泊施設の領収書の写し(団体名、利用日が明記されているもの)

2 補助金の交付申請は、実績報告を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定を行うことができる。
- 3 補助金の交付決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 会長は、補助金の交付を決定する場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助条件)

第8条 前条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金にかかる経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他この要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定の通知)

第9条 会長は、補助金の交付決定及び額の確定を行ったときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を「借上バス利用補助事業費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書」(別紙様式第9号)により補助事業者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補

助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 会長が前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者が補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 第9条の規定は、第1項の処分を行う場合について準用する。

(補助事業の遂行等)

第12条 補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第13条 会長は、必要に応じて補助事業者に対し、その遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第14条 会長は、必要に応じて補助事業の遂行状況を実地に調査することができる。

(補助事業の遂行命令等)

第15条 会長は、第13条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定に基づく調査をした場合において、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認められたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 会長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- 3 会長が前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が第1項の規定による命令の内容に適合させるための措置を会長の指定する期日までにとらないときは、第18条の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を

明らかにするものとする。

(補助金の交付方法)

第 16 条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第 17 条 補助事業者は、第 9 条の規定による通知があったときは、「借上バス利用補助事業費補助金交付請求書」(別記様式第 10 号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求を受理した日から起算して 30 日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 条 会長は、補助事業者が第 15 条の規定に違反したときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第 9 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 19 条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときには、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者が交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、そのこえる部分の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 20 条 補助事業者は、第 18 条の規定に係る処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協議会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第 21 条 会長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の補助金がある

ときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(書類の提出部数及び様式)

第 22 条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式は別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日改正)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年度中に第 3 条による事業計画の認定を受けた旅行者等については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
<p>以下の要件の全てを満たす団体旅行において、借上バスを利用する場合に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県外又は海外の10名以上の団体であること（乗務員・添乗員を除く） 2 教育旅行^{※1}若しくはスポーツ合宿等^{※2}を目的とした旅行又は旅行者による企画旅行であること 3 往復いずれかで宮崎カーフェリーを利用すること 4 宮崎県内の事業所が所有する借上バスを利用すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県内の宿泊施設に宿泊する場合 2分の1以内（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下同じ。）。ただし、借上バス1台当たりの上限は、50,000円とする。 2 1以外の場合 3分の1以内。ただし、借上バス1台当たりの上限は、30,000円とする。

※1 教育旅行とは、修学旅行や研修旅行など学校又は教育委員会が主催する旅行とする。

※2 スポーツ合宿等とは、スポーツ合宿の外、競技大会への参加、スポーツ観戦等を含む。

※3 出発日が4月1日から帰着日が3月31日までの旅行を対象とし、年度をまたぐ旅行は対象としない。

※4 事業計画の受付は先着順とし、補助金の交付額が予算の上限に達し次第、当該年度の受付を終了する。